

令和3年2月25日開会

盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会会議録

盛岡北部行政事務組合議会

目 次

◎開会・開議の宣告	3
◎議席の指定	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸般の報告	3
◎議案第1号～議案第9号の提案理由説明	6
◎議案第1号の内容説明	6
◎議案第2号及び第3号の内容説明	7
◎議案第4号及び第5号の内容説明	8
◎議案第6号の内容説明	9
◎議案第7号の内容説明	11
◎議案第8号の内容説明	12
◎議案第9号の内容説明	15
◎議案第1号の質疑、討論及び表決	18
◎議案第2号の質疑、討論及び表決	18
◎議案第3号の質疑、討論及び表決	19
◎議案第4号の質疑、討論及び表決	20
◎議案第5号の質疑、討論及び表決	20
◎議案第6号の質疑、討論及び表決	21
◎議案第7号の質疑、討論及び表決	22
◎議案第8号の質疑、討論及び表決	24
◎議案第9号の質疑、討論及び表決	25
◎閉会・閉議の宣告	30

令和3年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会会議録						
告示年月日	令和3年1月21日					
/						
招集年月日	令和3年2月25日					
招集の場所	八幡平市役所議場					
開閉会の日時 及び宣告	開会	令和3年2月25日 14時00分			議長	横澤稔秋
	閉会	令和3年2月25日 15時52分			議長	横澤稔秋
開議の月日	2月25日	開議14時00分		散会15時52分		
応招（不応招） 議員及び出席 並びに欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員0名 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席 × 不応招 公▲ 公務欠席	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1	工藤健一	○	10	姉帯春治	○
	2	大畑正二	○	11	武田光清	○
	3	工藤多弘	○	12	福士範美	○
	4	羽沢寿隆	○	13	横澤稔秋	○
	5	田村孝	○			
	6	工藤隆一	○			
	7	高橋悦郎	○			
	8	近藤聖	○			
	9	山崎邦廣	○			

会議録 署名議員	4	羽 沢 寿 隆	5	田 村 孝
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職・氏名	管 理 者 八幡平市長	田 村 正 彦	事 務 局 長	小山田美恵子
	副 管 理 者 岩手町長	佐々木光司	事務局長補佐兼係長	工 藤 紀 之
	副 管 理 者 葛巻町長	鈴木重男	事務局長補佐兼係長	伊 藤 弘 悦
	副管理者(代理) 盛岡市環境部次長	小 原 勝 博	係 長	田中アサ子
	副 管 理 者 八幡平市副市長	佐々木孝弘	係 長	佐々木聡子
	会計管理者 八幡平市会計管理者	菅野美津子		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙議事日程に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開会14:01)

◎開会・開議の宣告

議 長 (横澤稔秋君)

ただいまから、令和3年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であり定足数に達しておりますので、会議は成り立たいたします。

これより会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

議 長 (横澤稔秋君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は当組合議会会議規則第49条の規定により当職から指名いたします。

会議録署名議員には、4番羽沢寿隆君、5番田村孝君を指名いたします。

◎会期の決定

議 長 (横澤稔秋君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 (横澤稔秋君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

議 長 (横澤稔秋君)

日程第3、諸般の報告を行います。

なお、議会議員名簿、関係職員名簿及び、例月現金出納検査並びに定期監査の結果報告については、第1回定例会資料と共に、配布をもって報告いたします。

続いて、管理者より報告を求めます。管理者、田村八幡平市長。

管 理 者（田村正彦君）

議員各位におかれましては、日頃から、当組合の業務運営に格別なるご支援、ご協力を賜っておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。また、各構成市町におきましては3月定例議会を控え、何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、令和3年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会にあたりまして、昨年10月23日開催の令和2年盛岡北部行政事務組合議会第2回定例会以降の当組合の主な動きについてご報告を申し上げます。

はじめに、し尿処理施設の状況でございます。

今年度、当初予算で予定しておりました修繕につきましては、すべて修繕が完了しております。内訳の主なものとして、第一攪拌槽の修繕、凝集沈殿槽汚泥掻き寄せ機交換修繕、焼却炉定期修繕がございます。

また、年度内に発生いたしました故障による修繕につきましては、11件の修繕が発生いたしましたが、すべて修理を完了いたしております。

次に、本年1月末までのし尿処理状況でございますが、総搬入量は、25,681キロリットルで、前年同期より218キロリットルの増、率にして0.9%の増加となっております。

内訳といたしまして、生し尿は、20キロリットルの増、率にして0.1%の増、浄化槽汚泥は197キロリットル、2.5%の増となっております。

収集件数につきましては、前年同期より11件減少となっておりますのでございます。

総体的に見てみますと、前年同期と比較致しますと、生し尿及び浄化槽汚泥の搬入量は微増、収集件数は微減となっておりますが、ほぼ昨年並みに推移している状況でございます。

次に、介護保険事業の状況でございます。

本年1月末現在における管内の第1号被保険者数は、17,989人、前年同期と比較いたしますと、35人の増、要介護認定者は3,745人で14人の増、サービス利用者数は3,051人で60人の増と、それぞれ増加をいたしております。

介護給付費を見てみますと、12月利用分までの介護給付費総額は、54億6,303万円となっており、前年同期と比較いたしますと、2億4,719万円、4.74%の増となっております。

また、1か月あたりの平均給付費は、5億4,630万円となっております、前年同期と比較し、2,456万円の増となっております。

本年度当初予算における給付費は、前年度当初予算比較で2.6%増の66億2,854万9千円を見込んでおりましたが、最終的に本年度の給付見込額は、

当初予算比較で0.3%減の66億730万8千円ほどになるものと推測をいたしているところでございます。

第8期介護保険事業計画につきましては、先般、議会議員全員協議会を開催していただき、その内容をご説明申し上げたところでございます。特に保険料につきましては、基準月額が6,499円と、第7期保険料6,126円に比較しまして373円、6.1%の増となる見込みでございます。

第8期介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者の割合が増加する令和7年度、更に令和22年度には団塊ジュニア世代が65歳に達し、現役世代が急激に減少することを見据えたうえで、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れ、医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステムの一層の推進と介護予防・健康づくりの推進、共生・予防を両輪とする認知症施策の推進等の取組を進めることが重要であると認識をいたしておるものでございます。

また、要介護認定者数及び介護給付費の増加は全国的な傾向であり、今後の給付費の増加に対応できる介護保険制度の維持や財源確保など、課題は山積している状況ではございますが、国への要望等と併せ、引き続き構成市町と連携を図りながら事業運営に努めて参る所存でございます。

本日の定例会には、保険料額を定めております「介護保険条例の一部を改正する条例」を含む議案9件をご提案申し上げますので、よろしくご審議のうえご賛同賜りますようお願い申し上げます、諸般の報告とさせていただきます。

議 長（横澤稔秋君）

以上で、諸般の報告を終わります。

この際お知らせいたします。

介護保険事業に関する議案審議、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第7号、議案第9号については、関係市町の議員による議決となりますことから、盛岡市を除く議員による質疑、討論及び表決を行います。

このことから、申し合わせ事項により盛岡市選出の議員は、議席に残ったままで、議席の氏名標を倒す形で進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

日程第4、議案第1号「盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例」から、日程第12、議案第9号「令和3年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」までを一括議題とします。

◎議案第1号～議案第9号の提案理由説明

議 長（横澤稔秋君）

提案理由の説明を求めます。

副管理者、佐々木八幡平市副市長。

副管理者（佐々木孝弘君）

それでは、提案理由を説明いたします。

ただ今、横澤議長から上程いただきました議案第1号「盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例」から議案第9号「令和3年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」までの議案9件の提案理由につきましては、それぞれの議案に記載のとおりでございます。

なお、内容につきましては事務局長をしてご説明申し上げますので、ご審議の上、原案のとおりご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長（横澤稔秋君）

提案理由の説明が終わりました。

内容の説明を求めます。

小山田事務局長。

議 長（横澤稔秋君）

小山田事務局長。

◎議案第1号の内容説明

事務局長（小山田美恵子君）

議案第1号「盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、内容をご説明いたします。

改正の内容でございますが、議案第1号の後ろに添付しております参考資料に基づき説明させていただきます。

第8期介護保険事業計画の策定に基づきまして、保険料額の改定及び介護保険法の一部が改正されたことを受けて条例の一部改正をしようとするものでございます。

また、併せまして、所得税法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法が改正され、これを受けて条例の一部改正をしようとするものでございます。

次のページとなります、別紙をご覧ください。

上段の表が、第8期の介護保険料額でございますが、令和3年度から令和

5年度までの第8期介護保険事業計画に基づきまして、期間中における介護サービス見込量及び総給付費に見合う、第1号被保険者の保険料を設定するため、第7期事業計画で定めた所得段階別の保険料額に対しまして、6.1%増の基準額を月額6,499円とするものでございます。

所得段階ごとの保険料年額を、右側に太字で表記しておりまして、今回改正となるものでございます。

第7段階から第9段階までの対象者欄に記載されている太字の金額は、介護保険法施行令の改正によりまして、基準所得金額が引き上げられた金額で、第7段階は10万円、第8段階と第9段階はそれぞれ20万円引き上げられた金額でございます。

下段の表でございますが、公費によります保険料の軽減額となりまして、軽減につきましては、介護保険条例第4条第5項により介護保険条例施行規則で定めることとされており、それぞれ軽減後の保険料額を、第1段階は23,400円、第2段階は39,000円、第3段階は54,600円とするものでございます。

新旧対照表2ページ、3ページをお開き願います。

租税特別措置法の主な改正内容ですが、①特例基準割合自体の引き下げ、②特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称を変更、③計算の前提となる割合が、新たに平均貸付割合と規定、④延滞金の額の計算において、年0.1%未満の割合であるときは、年0.1%の割合とすることとされたものでございます。

条例の施行期日につきましては、令和3年4月1日からとするものでございますが、附則第6条の改正規定につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

◎議案第2号及び第3号の内容説明

事務局長（小山田美恵子君）

続きまして、議案第2号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」及び、議案第3号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、内容をご説明いたします。

この2つの条例の改正は、介護保険法の改正及び介護保険における指定地域密着型サービス事業所等の基準を定める国の関係基準省令等が改正された

ことによりまして、国の基準をもととして定めております当組合条例も改正する必要が生じたために改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、議案第2号の後ろに添付しております参考資料に基づき説明させていただきます。参考資料をご覧ください。

改正の主な内容でございますが、今回の国の基準の改正は、訪問系サービス、通所系サービス、短期入所系サービス、多機能型サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、住居系サービス、施設系サービスの各基準について改正されており、組合においては、地域密着サービスに係る関係条例の改正を行うものでございます。

次のページ、別紙資料をご覧ください。改正される部分について記載したものといたします。

サービス事業を実施するにあたりまして、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、必要な体制整備等を講じること、及び介護データベースを活用して、サービスの提供を行うよう努めることが加えられたものでございます。

サービスごとの主なものとしたしまして、訪問系サービスでは、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保が加えられるものでございます。通所系サービスでは、管理者の配置基準の緩和が行われるものでございます。

次のページをご覧ください。

多機能型サービスでは、小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直しなどが行われるものでございますし、居住系サービス及び施設系サービスでは、設備・勤務体制の見直し、人員配置基準の見直し、認知症対応型共同生活介護のサテライト型事業所の基準の創設が行われるものでございます。

また、全サービス共通事項としたしまして、虐待防止のための措置を運営規定に定める、認知症介護基礎研修の受講の義務付け、ハラスメント対策の義務付け、会議等について、テレビ電話等、ICTの活用、感染症対策の強化、が盛り込まれたものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、いずれも令和3年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第2号、議案第3号の説明を終わります。

◎議案第4号及び第5号の内容説明

事務局長（小山田美恵子君）

次に、議案第4号「盛岡北部行政事務組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」及び、議案

第5号「盛岡北部行政事務組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきまして、内容をご説明いたします。

この2つの条例の改正は、介護保険法の改正及び介護保険における居宅サービス事業所等の基準を定める国の関係基準省令等が改正されたことによりまして、国の基準をもととして定めております当組合条例も改正する必要性が生じたために改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、議案第4号の後ろに添付しております参考資料に基づきまして説明させていただきます。

参考資料をご覧ください。

改正の主な内容でございますが、今回の国の基準の改正は、居宅サービス全般にわたり改正がなされており、組合におきましては、指定居宅介護支援等の基準について改正を行うものでございます。

次のページ、別紙資料をご覧ください。改正される部分について記載したものといたします。

改正の概要でございますが、議案第2号、第3号と同様ですが、事業実施するにあたりまして、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、必要な体制整備等を講じること、及び介護データベースを活用し、指定居宅介護支援の提供を行うよう努めることが加えられたものでございます。

居宅介護支援では、管理者の基準がやむを得ない理由がある場合の取扱いについてと、居宅サービス計画内容及び手続きの説明及び同意が加えられたものでございます。

主な共通事項といたしましては、虐待防止のための措置を運営規定に定める、ハラスメント対策の義務付け、災害等発生時においても継続的なサービスの提供体制の構築、会議等についてテレビ電話等ICTの活用、感染症対策の強化が盛り込まれたものでございます。

なお、条例の施行期日につきましては、いずれも令和3年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第4号、議案第5号の説明を終わります。

◎議案第6号の内容説明

事務局長（小山田美恵子君）

次に、議案第6号「令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算第2号」につきまして、補正の主な内容をご説明いたします。

今回の補正は、議会定例会における最終補正予算の見込みであることから、

歳入歳出の各科目において、必要額を精査し、過不足分を減額又は増額しようとするものが主な内容となります。

1 ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ613万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億54万1千円にしようとするものでございます。

予算に関する説明書の7ページをお開き願います。

最初に歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

3款1項2目し尿処理費でございますが、1,078万2千円を減額補正しようとするものでございます。

そのうち、10節需用費1,050万円の減額でございますが、消耗品費の大部分を占めますし尿処理施設に使用する薬剤単価の入札による減額及び使用量の精査による減額でございます。また、燃料費の大部分を占める重油及び電気料金につきましては、これからの支出見込みを勘案いたしまして、減額しようとするものでございます。

12節委託料でございますが、し尿収集運搬委託料及び手数料徴収委託料が、元年度と比較いたしまして若干増えている状況となっており、本年度のこれまでの実績及びこれからの支出見込みを勘案いたしまして327万3千円増額しようとするものでございます。

その下、活性炭入替業務委託等4事業は、入札等により歳出が確定したことによりまして、合わせて358万7千円の減額をしようとするものでございます。

4款1項1目介護保険総務費490万円の増額でございますが、人事異動等に伴う派遣職員人件費と介護保険の低所得者保険料負担軽減に係る繰り出し金でございます。

6ページをお開き願います。

次に歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

1款1項1目盛岡北部行政事務組合負担金でございますが、歳出の衛生費及び介護保険費の歳出予定額が確定したことによりまして、779万円を減額補正しようとするものでございます。

2款2項2目し尿処理手数料でございますが、歳出でご説明いたしました、し尿収集運搬委託料及び手数料徴収委託料の増額によりまして、処理手数料につきましても今後の見込みを勘案して146万円ほど増額しようとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

◎議案第7号の内容説明

事務局長（小山田美恵子君）

次に、議案第7号「令和2年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算第3号」につきまして、補正の主な内容をご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,438万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,050万7千円にしようとするものでございます。

予算に関する説明書の10ページをお開き願います。

最初に歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費802万9千円の減額でございますが、12節委託料の介護保険システム改修委託料が、法改正対応に係る改修費用が確定したことによりまして減額しようとするものでございます。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、訪問系サービス、短期入所系サービスが伸びてきているために、6,500万円の増額補正をしようとするものでございます。

同項2目施設介護サービス給付費及び、おめくり頂きまして、11ページの同款2項介護予防サービス費等諸費、同款3項高額介護サービス費及び同款4項介護医療合算介護サービス等費、同款5項特定入所者介護サービス等費、同款6項その他諸費につきましては、本年度のこれまでの支払額を勘案いたしまして、それぞれ減額しようとするものでございます。

次に、12ページの3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、こちらも本年度のこれまでの支払額を勘案いたしまして、それぞれ減額しようとするものでございます。

13ページをお開き願います。

3款地域支援事業費3項2目在宅医療・介護連携推進事業費271万1千円の減額は、会計年度任用職員の退職により減額しようとするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料1,610万3千円の減額でございますが、第1号被保険者の所得段階変更等によりまして、当初予定しておりました保険料必要額が見込めなくなったことから、減額補正しようとするものでございます。

次に、2款分担金及び負担金1項1目盛岡北部行政事務組合負担金でございますが、歳出の1款総務費、2款保険給付費、3款地域支援事業費の歳出

予定額が確定したことによりまして、1,945 万円を減額補正しようとするものでございます。

4 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、7 ページ同款 2 項 2 目及び 3 目の地域支援事業交付金、5 款支払基金交付金、8 ページ 6 款県支出金につきましては、歳出の 2 款保険給付費、3 款地域支援事業費の歳出予定額が確定したことによる減額によりまして、それぞれの負担割合に応じて交付される国・県等からの交付金等が減額となるものでございます。

6 ページに戻っていただきまして、下段の 4 款 2 項 1 目調整交付金でございますが、これは交付割合見込率の減によりまして、減額補正を行おうとするものでございます。

7 ページ・8 ページをお開き願います。

4 款、国庫支出金 2 項 4 目保険者機能強化推進交付金、5 目介護保険システム改修事業費補助金、6 目介護保険保険者努力支援交付金でございますが、交付金の確定によります増額でございます。7 目介護保険災害等臨時特例補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免に要する費用に対する財政支援ということでの補助金となっております。

6 目及び 7 目でございますが、本年度の途中で新たに追加されました交付金でございます。

6 款県支出金 2 項 4 目広域型在宅医療連携拠点運営支援事業補助金は、会計年度任用職員退職により減額となるものでございます。

8 款繰入金 2 項 1 目低所得者保険料軽減繰入金でございますが、当初予算で見込んでいたよりも、軽減対象者が増えるという見込みで、一般会計から繰り入れをするものでございます。

以上で議案第 7 号の説明を終わります。

◎議案第 8 号の内容説明

事務局長（小山田美恵子君）

次に、議案第 8 号「令和 3 年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算」につきまして、主な内容をご説明いたします。

はじめに、施設の現状及びし尿処理の状況についてでございますが、し尿処理施設は、昭和 62 年 10 月供用開始以来、34 年目に入っております。また、平成 9 年度に増設しました浄化槽汚泥処理施設につきましては、24 年目に入っており、施設、設備とも年数経過とともに経年劣化が進行している状況にあります。

し尿処理施設は大きく分けて前処理工程、水処理工程、汚泥脱水工程、高

度処理工程、焼却設備工程、脱臭工程からなっています。

これらの工程を順調に稼働させる為に、機器類の計画的な整備、更新に努めながら、し尿の適切な処理を行っているところでございます。

し尿等の総搬入量につきましては、本年1月末までの実績で総収集量は、前年同期と比較いたしまして、218 キロリットルとわずかではあります、増加しておる状況でございます。

1 ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億256万6千円に定めようとするものでございます。

第2条は一時借入金、第3条につきましては歳出予算の流用についてでございます。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

それでは、予算に関する説明書4ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、総括の歳出合計でございますが、本年度予算額は、6億256万6千円とし、前年度予算額と比較いたしまして、8,224万8千円の減、率にいたしまして12.0%の減となっております。

減額となった理由でございますが、本年度に行いました、施設延命化のための第一攪拌槽の修繕関係が終了したこと、及び凝集沈殿槽汚泥掻き寄せ機交換修繕が終了したことが主な要因となっております、そのことから、分担金及び負担金をはじめとする構成市町の負担につきましても、それぞれの負担割合に応じての減額を見込んだ予算となっております。

6 ページをお開き願います。

歳入の主な内容について、ご説明いたします。

1 款分担金及び負担金1項1目盛岡北部行政事務組合負担金でございますが、前年度と比較いたしまして、8,483万9千円を減額し3億5,429万円を計上するものでございます。

主な理由といたしまして、延命化を図るための修繕関係が終了したことによりまして、大規模修繕に係る支出が見込まれないことによる減額でございます。

2 款使用料及び手数料2項1目し尿処理手数料につきましては、本年度は新型コロナウイルス感染症の関係から外出自粛等の影響で、在宅が増えたと予想されることから、若干の増加傾向でございましたが、ワクチン接種が春から始まるとのことにより、例年並みに戻るのではないかとの予測から、前年度比較206万4千円減とし、1億7,384万8千円を計上するものでございます。

3 款国庫支出金1項1目低所得者保険料軽減負担金、めくっていただいて、4 款県支出金1項1目低所得者保険料軽減負担金につきましては、介護保険の第1号被保険者保険料について、第1段階から第3段階の軽減に係る国及

び県負担分でございます。

9 ページ・10 ページをお開き願います。

歳出の主な内容について、ご説明いたします。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費 2,340 万 5 千円でございます。組合運営に係る経常経費が主なものでございますが、新年度は、長期継続契約を行っているパソコン関連の委託料及び賃借料の更新時期となっていることから、新たに 5 年間の長期継続契約を行おうとするものでございます。また、これにあわせまして、近年全国各地で多発する災害等に備えまして、クラウド化を図ろうとするものでございます。

この長期継続契約関連のうち、12 節委託料に 179 万 9 千円、13 節使用料及び賃借料に 360 万 4 千円を計上するものでございます。

11 ページ・12 ページをお開き願います。

3 款衛生費 1 項 1 目清掃総務費は、し尿処理業務に従事する職員の人件費が主な経費となっております。

3 節職員手当等のうち、退職手当特別負担金は、令和 3 年度中に退職する職員がいることから、195 万円を計上するものでございます。

同款 2 目し尿処理費は、し尿処理施設に係る経費が主なものとなっております。前年度と比較いたしまして、大規模修繕に係る支出が見込まれないことによりまして、9,433 万 6 千円の減額となっております。3 億 6,782 万 2 千円を計上するものでございます。

このうち、10 節需用費 8,410 万 6 千円でございますが、7 つの定期修繕に加えまして、新規修繕といたしまして、第一電気室変圧器の交換を行うもので 1,642 万 3 千円を計上するものでございます。12 節委託料でございますが、し尿収集運搬委託料及び手数料徴収委託料につきましては、前年度との比較で 231 万 5 千円減の 1 億 6,949 万円を計上するものでございます。

3 年に 1 度の定期検査といたしまして、新たに施設精密機能検査委託料 481 万 1 千円を計上し、16 委託業務となります。合計で、1 億 9,619 万 9 千円を計上するものでございます。

13 ページをお開き願います。

4 款介護保険費 1 項 1 目介護保険総務費 18 節負担金補助及び交付金は、介護保険業務に従事している派遣職員の人件費負担金として、構成市町に対して交付するものでございます。

27 節繰出金は、低所得者に係る介護保険料の公費負担分として介護保険特別会計へ繰出しをするものでございます。

以上で議案第 8 号、令和 3 年度一般会計予算の説明を終わります。

◎議案第9号の内容説明

事務局長（小山田美恵子君）

最後になりますが、議案第9号、令和3年度介護保険特別会計予算につきまして、主な内容をご説明いたします。

はじめに、第7期介護保険事業計画につきましては、令和2年度で終了となり、令和3年度は第8期介護保険事業計画の1年目となります。

事業計画では、第8期計画期間中3ヵ年の第1号被保険者からの介護保険料の総額を39億2,151万7千円と定めまして、介護保険給付費の伸び等から勘案いたしまして、それぞれ各年度の保険料収納必要額を見込んでおります。

初年度となります令和3年度の保険料収納必要額につきましては、12億6,931万円、令和4年度では、13億1,555万5千円、令和5年度では、13億3,665万2千円を見込んでいます。

また、歳出におきましては、第8期計画期間3ヵ年の標準給付費総額につきまして、206億575万1千円と見込んでおりまして、令和3年度の標準給付費額を67億8,142万3千円、令和4年度を68億8,710万円、令和5年度を69億3,722万7千円と見込んでいます。

1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ71億2,136万5千円に定めようとするものでございます。

第2条は一時借入金、第3条につきましては歳出予算の流用についてでございます。内容につきましては、記載のとおりとなっております。

それでは、予算に関する説明書6ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書、総括の歳出合計でございますが、本年度予算額は71億2,136万5千円とし、前年度予算額と比較いたしまして、1億108万5千円の増、率にして1.4%の増となっております。

増額となった理由でございますが、介護保険給付費の増額が主な要因となっております。そのことから、国庫をはじめとする公費負担や、支払基金からの負担についても、それぞれの負担割合に応じての増額を見込んだ予算となっております。

8ページをお開き願います。歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料につきましては、先ほどご説明しましたように、給付費の伸び等の状況から、第1号被保険者の保険料収納必要額を、12億6,931万円と見込み、この額から、低所得者に対する公費負担軽減額相当分を差し引いた額と、滞納繰越分保険料と併せて、11億7,163万3千円を予算計上するものです。

2款分担金及び負担金1項1目盛岡北部行政事務組合負担金につきまして

は、給付費の増加分などそれぞれの負担割合に応じて、9億8,384万3千円とし、前年度当初予算と比較しまして227万円の増と見込んでおり、それぞれの負担割合に応じて構成市町からご負担いただくものでございます。

4款国庫支出金から、9ページの5款支払基金交付金及び、10ページ6款の県支出金のうち、介護給付費負担金、地域支援事業交付金につきましては、それぞれの負担割合に応じた額を計上しているものでございます。

4款2項1目調整交付金につきましては、交付割合を8.84%と見込み、前年度当初予算と比較しまして、3,207万2千円増の5億9,947万7千円を見込むものでございます。

10ページ下段をご覧ください。

8款繰入金1項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、基金を取崩し、7,800万円を介護保険特別会計に繰り入れをしようとするものでございます。

11ページをお開き願います。

同款2項1目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、一般会計から介護保険特別会計への繰り入れとなっております。

続きまして13ページ・14ページをお開き願います。

歳出でございます。主な内容についてご説明いたします。

最初にご説明しましたように、給付費で見ますと昨年度の比較で、1億5,287万円程の増額が見込まれます。

1款総務費1項1目一般管理費は、前年度と比較いたしまして、1,035万2千円減額の4,499万1千円を計上しております。

減額の主な理由としまして、昨年度は、第8期介護保険事業計画策定に関連する諸経費及び、介護保険法改正対応に係るシステム改修等により予算計上していたものが終了したことによりまして、減額となったものでございます。

また、現在、長期継続契約を行っております介護保険関係のシステム機器、パソコン関連の委託料及び賃借料の更新時期となっていることから、新たに5年間の長期継続契約を行おうとするものでございます。これにあわせまして、近年全国各地で多発する災害等に備えまして、クラウド化も図ろうとするものでございます。

この長期継続契約関連のうち、12節委託料に1,160万2千円、13節使用料及び賃借料に598万9千円を計上するものでございます。

15ページをお開き願います。

1款総務費2項介護認定審査費は、介護認定審査会及び介護認定調査に要する経費でございます。

続きまして、本ページから 17 ページまで 2 款保険給付費でございます。

保険給付費につきましては、第 8 期介護保険事業計画でお示ししております、それぞれのサービス計画値を計上しております。

そのうち主なものとしまして、2 款保険給付費 1 項 1 目居宅介護サービス給付費でございます。前年度当初予算と比較しまして、2 億 5,830 万 3 千円増の 30 億 9,781 万 3 千円を見込んでおります。内訳は、説明欄のとおりとなっております。居宅介護サービス給付費では、訪問系サービスや短期入所生活介護、福祉用具貸与などが伸びております。

地域密着型居宅介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が伸びている状況でございます。

2 目施設介護サービス給付費につきましては、前年度より 4,304 万 3 千円減の 30 億 1,867 万 8 千円を見込むものでございます。

同款 2 項 1 目介護予防サービス給付費でございますが、前年度当初予算と比較しまして、152 万 9 千円増の 9,735 万 5 千円を見込んでおります。予防サービスの給付といたしまして、福祉用具貸与が伸びてきております。

18 ページをお開き願います。

3 款地域支援事業費 3 項 2 目任意事業費のうち、新たに介護給付適正化事業総合支援システム管理業務を行い、介護給付費の適正化を図ろうとするものでございます。

18 ページの下段になります。

4 款基金積立金 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費が、事業計画で算出された額を下回り、余剰となると見込まれる第 1 号被保険者の保険料分について、基金積み立てをするものでございまして、本年度は、前年度当初予算と比較しまして、27 万 1 千円減の 141 万 5 千円を見込むものでございます。

以上で議案第 9 号「令和 3 年度介護保険特別会計予算」の説明を終わります。

議 長（横澤稔秋君）

内容の説明が終わりました。ここで暫時休憩いたします。

再開時間は 15 時 15 分といたします。

（休憩 14：59）

（再開 15：15）

◎議案第1号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。この際お願いします。

本定例会の質疑の方法には、当組合議会会議規則第26条を適用します。

発言にあたっては、挙手のうえ発言願います。

なお、質疑にあたっては、同一の議題について1人3回までとし、1回当たり3点以内とするようご協力をお願いします。

併せて、質疑、答弁にあたっては、要点をまとめて、簡潔にお願いいたします。

初めに、議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（横澤稔秋君）

起立全員であります。

よって、議案第1号「盛岡北部行政事務組合介護保険条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に、議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(なしの声)

議 長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。
これから議案第2号を採決します。
議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長（横澤稔秋君）

起立全員であります。
よって議案第2号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に、議案第3号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

(なしの声)

議 長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。
これから議案第3号を採決します。
議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長（横澤稔秋君）

起立全員であります。

よって、議案第3号「盛岡北部行政事務組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に、議案第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(なしの声)

議 長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長（横澤稔秋君）

起立全員であります。

よって、議案第4号「盛岡北部行政事務組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に、議案第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。
これから議案第5号を採決します。
議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（横澤稔秋君）

起立全員であります。

よって、議案第5号「盛岡北部行政事務組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に、議案第6号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。
これから議案第6号を採決します。
議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（横澤稔秋君）

起立全員であります。

よって、議案第6号「令和2年度盛岡北部行政事務組合一般会計補正予算第2号」は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に、議案第7号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

高橋悦郎議員。

議 員（高橋悦郎君）

4ページですけども総括の歳入ですが、保険料がですね、1,600万ほど減額になっております。これの主な理由を伺いたいと思います。

議 長（横澤稔秋君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

介護保険料、第1号被保険者の減額でございますけれども、令和元年度中と比較いたしまして、令和2年度、今年度ですね、所得段階が大きく変更しております。第1段階から第3段階の方も減ってはいるんですけど、この方々に関しましては公費負担ということで所得段階が変わっても、その分が補填されるわけでございますけれども、第4段階の方につきましては、実人数の減少によることが大きなものでございます。元年度中の喪失が683人なのに対しまして、2年度中の変更が395人ということで、元年度と比較いたしまして実人数で243人の方が減少しておる状況となっております。第4段階の保険料年額が66,200円となっております。その243名の減った方を単純に掛けますと、実人数が減った分だけで1,608万6千円ほどが減額というふうになっております。

また、先程申し上げました第1段階から第3段階の方につきましても、死亡とかですね、そういうのもまた多かったりとか、あとは段階がそのまま変わったことによりまして、当初予定していた人数よりも減ったということでの部分で、今回見込めないということで補正をさせていただきました。やはり一番大きいのは第4段階の人の所得段階が変わったということと、あと転出とかそういうところでの人数が多かったということで、今回大きく人

数変更があったということでの減額をさせていただいたものでございます。

議 長（横澤稔秋君）

高橋悦郎議員。

議 員（高橋悦郎君）

想定をしていたよりも人口が変わったということでしょうか。減額のその、国の制度は関係ないですね。あくまでもその人口の想定がしていたものと変わったと、そういう捉え方でよろしいんですか。

議 長（横澤稔秋君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

大変分かりづらい説明で申し訳ございませんでした。人口が減ったというのではなくてですね、介護保険第7期のときにですね、見込んだ人数、この段階ごとに見込んだ人数というのがございまして、その第4段階の分のところで見込んだ人数よりも2年度の分の人数が大きく減っているというところございまして、計画で見込んだ人数よりも死亡とか転出、後は所得段階の変更等によりまして、4段階で見込んでいた人数が減ったということでの金額の減少というところでございます。

議 長（横澤稔秋君）

高橋悦郎議員。

議 員（高橋悦郎君）

第4段階の対象者が減ったと、所得の減少した方が増えたということなんでしょうか。もう一度そこ確認したいと思います。

議 長（横澤稔秋君）

小山田事務局長。

事務局長（小山田美恵子君）

見込みより所得段階が1段階から3段階に移行された方がいるということで、歳入を見込んでいた所得段階の年額の保険料が66,200円、第4段階の対象人数の予定が減ったということで歳入が減っておりますし、低所得者の

方々につきましては世帯分離等で移行された方々の軽減とかありまして、実際に 176 名の方が転出、死亡等で減っておりますし、その所得段階 219 人の方が変わっているというところの部分が多いのかなというふうはこちらのほうでは推測しているところでございます。

議 長（横澤稔秋君）

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。

これから議案第 7 号を採決します。

議案第 7 号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第 7 号「令和 2 年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計補正予算第 3 号」は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に議案第 8 号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（なしの声）

議 長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（横澤稔秋君）

起立全員であります。

よって、議案第8号「令和3年度盛岡北部行政事務組合一般会計予算」は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論及び表決

議 長（横澤稔秋君）

次に議案第9号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

高橋悦郎議員。

議 員（高橋悦郎君）

8ページ歳入ですけれども、さっきの補正予算のところでも伺いましたが、前年度と比べまして1,200万ほど保険料が減っているわけですね、前年度の分は補正があってさきほど言いましたように減りましたが、今回、5.7%ほど保険料上がったわけですけれども、その5.7%上がったことで全体で保険料が引き上がり、収入でどれだけの保険料が増えるのか、保険料が上がったのに前年度よりも保険料減ったというのを見て非常に違和感というか、ちょっとおかしいなとそういう感じがしたものですから、改めて伺いたいと思います。

それから歳出ですね、2款の保険給付費ですけれども15ページですよ、施設介護給付費が前年に比べて1,300万の減額になっているというか減っています。その主な理由はどういうことなのかということをお伺いします。

それから3点目ですけど、17ページの地域支援事業で、この第1項のですね、介護予防生活支援サービス事業費、これもですね、トータルで約4,000万減っているわけですね、これの中身どうしてこういうふうになっているのかというのを、その3点を伺います。

議 長（横澤稔秋君）

工藤事務局長補佐。

事務局長補佐（工藤紀之君）

高橋議員から3点のご質問がございました。

まず1点目の第1号保険者の保険料の部分でございます。今回令和3年度の保険料につきましては、先程もご説明がありましたが、公費負担の部分の完全実施となっております。その部分で第1段階から第3段階の方々の公費負担の部分につきましては、公費でみる部分がありましたのでその部分を差引いたかたちでの今回の予算の計上となっているもので減という形になっております。

2点目でございます。施設の部分でございます。令和2年度と令和3年度を比較しまして、予算が4,300万ほど減ということでございます。先程お認めいただきました部分で施設サービスにつきまして今回6,500万の減額ということで予算計上いたしました。今回この予算につきましては、令和2年度の決算見込みをベースといたしまして、第8期の計画を組んでいる関係でございます。実際4,300万は当初予算ベースでは減ってはおりますけれども、この6,500万、令和2年度補正予算で減額といたしますと2,000万ほどは予算は多いという状況でございます。

3点目でございます。地域支援事業費の部分でございます。介護予防の部分でのサービスが予算で減少しているというご質問でございますが、こちらにつきましても令和2年度の決算見込みから、要支援の方々のサービスの見込みが減少しているということで令和2年度の決算見込みから推計した部分で令和3年度も減少見込みということで、今回2年度の予算と比べまして減少ということでの予算計上としたものでございます。

議 長（横澤稔秋君）

高橋悦郎議員。

議 員（高橋悦郎君）

まずその、恐らく2年度の予算は第7期の計画に載っていた見込みがベースとなって予算を立てたと思うんですね。ということは保険については先程いつている理由というのは分かります。5.7%第1号保険者の保険料が上がっているということにも関わらずこういう数字になると、まあもう一度その辺ね、実際この5.7%引き上がるというのは金額として全体にどれくらい引き上げる金額になるのか、それをちょっと確認をしたいと思います。引き上がった割には保険料が伸びていないというふうに見えるわけです、この数字だけ見ると。そこもう一度確認したいと思います。

それから保険給付費なんですけども、この施設のサービス、2年度の補正

のほうを減らしたというのは分かるんですが、施設の利用の見込みが減ったからなのか、つまり何十人か何百人かの利用が見込みより減ったということでそういう数字になっているのかですね、そこも確認したいと。

地域支援事業も同じことです。具体的にどういう事業がですね、どういうサービスが減ったということでああいうふうになっているのか、そこを確認したいと思います。

議 長（横澤稔秋君）

工藤事務局長補佐。

事務局長補佐（工藤紀之君）

まず最初に2点目の施設の関係につきましてご説明をいたします。施設の関係でございますが第7期の計画がございます。第7期の計画、平成32年度というものでございますが、そのときの計画値でございますが、保険施設サービス全体で30億1,201万9千円ということで計画値の数字がございます。第7期の平成32年度は最終年度ということで、この部分で調整部分も含めまして予算計上では30億6,172万1千円という予算を組んでおります。この部分で計画値と比較いたしまして、4,900万ほど予算上増えているという形になっております。今回令和3年度の予算で見ますと、実際のところ令和2年度の予算額で減という形にはなるんですけども、計画上のベースから見ますと若干増やしているというんですか、施設のほうの人数もある程度、この間の全協でもご説明しましたけれども、県からの需要の部分、あと他の管内の施設のほうに見込める部分ということで施設部分の入所のところはある程度多く見込んでおりますので、決して予算のほうは足りないということではないということをご理解していただければと思います。

あと次の3点目のご質問についてでございます。具体的には要支援の方々の部分でございますが、要支援の方々のヘルパーの派遣の部分、そしてデイサービスの部分が地域支援事業のほうに平成29年度から移行という形になりました。その部分のサービスの利用が計画よりも少なかったということで、今後もこの要支援の方々のサービスがあまり多く見込めないのかなということで予算上も減という形で計上しているものでございます。

議 長（横澤稔秋君）

工藤事務局長補佐。

事務局長補佐（工藤紀之君）

あと1点目の5.7%のお話でございますが、この5.7%というものの根拠の数字が今ございませんので申し訳ございません。今お答えするのがちょっとできない状況でございます。

議 長（横澤稔秋君）

高橋悦郎議員。

議 員（高橋悦郎君）

保険料その月額で5.74%と引き上がりましたよね。で、基準月額で5.7%増やしたんだから保険料は増えますよねその分。それをまだ試算していないということでしょうか。ちょっとそこ確認したいと思います。

それから地域支援事業の減なんですけど、要支援の方達のサービスが思ったよりも減ったと、これあれですか、要支援1・2の方達のサービス量が減ってきているんですか。でも現状を維持しているのか、増えてきているのかまづそこも確認したいと、どういうふうに変化しているのかね。

それから施設の、ちょっと私もよく分からないんですけど、施設の利用、要介護の人達ですけど、施設の利用が減ってきているというふうに捉えていいんですか。その例えば、第7期で見込んだよりも減ってきていると、だからその第8期の場合にも減らしたと、こういうふうな捉え方なんでしょうか。

具体的に聞かないとちょっと私もなかなか理解できないんですが、もう一度改めて伺います。

議 長（横澤稔秋君）

佐々木八幡平市副市長。

副管理者（佐々木孝弘君）

1点目の保険料の件でございますが、5.74%基準となる部分の引き上げということで、その分で増額がいくらになるかというようなご質問でございますが、積算方法としてそのような部分での増額分はいくらということでの数字は出しておらない状況ではございました。改定後の5.74%引き上げ後の額で計算をし、単純に前年度の予算額と比較をした額でここにお示しをさせていただいているということでございましたので、その分が数字を出せるかどうか、可能かどうか確認してちょっと持ち帰らせて検討させていただきたいと思いますが、そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（横澤稔秋君）

工藤事務局長補佐。

事務局長補佐（工藤紀之君）

2点目の施設サービスの部分でございます。説明不足で申し訳ございません。施設サービスの部分につきましては、令和3年度の予算では460人という人数をまず見込んでおります。月あたりの人数です。令和2年度の決算ベースで見ますと、令和2年度は月あたり446人から450人ということで見込んでおりました。計画値では年10名ほど増というかたちで、計画では見込んでおります。ただし、予算ということになりますと先程ご説明申し上げましたが、令和2年度の当初予算で計画値よりも4,000万ほど多く予算を計上しておりました。7期の最終年度ということで、ある程度施設サービスも多く見込めるという部分もあるということで、実際に予算計上したわけですが、その部分よりもある程度施設の入所の方々が計画値よりも下回ったということで金額的には減ということでございます。

3点目の地域支援事業の部分でございます。こちらにつきましても具体的に申し上げますと、介護予防、日常生活支援の総合事業という事業のくくりでございます。この中で訪問介護の現行サービスということでヘルパーの部分、そしてデイサービスの部分というものがございます。こちらにつきましても令和2年度の決算の見込みから推計いたしまして、サービスの利用者の方々が計画よりも減少しているということでございます。この部分について今後も要支援の方々が増えるという見込みがあまりないのかなということで減額、減少というかたちで推計しているものでございます。

議長（横澤稔秋君）

他に質疑ありませんか。

（なしの声）

議長（横澤稔秋君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（なしの声）

議長（横澤稔秋君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。
議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 (横澤稔秋君)

起立全員であります。

よって議案第9号「令和3年度盛岡北部行政事務組合介護保険特別会計予算」は原案のとおり可決されました。

◎閉会・閉議の宣告

以上を持ちまして本定例会の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じ、令和3年盛岡北部行政事務組合議会第1回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

(閉会 15 : 52)

盛岡北部行政事務組合議会議長

横澤 稔秋

盛岡北部行政事務組合議会議員

羽次 寿隆

盛岡北部行政事務組合議会議員

田村 孝